

令和6年4月1日

令和6年度嵐山町の入札契約制度の基本的な考え方

嵐山町

令和6年度の嵐山町における入札契約制度の基本的な考え方については、次のとおりとします。

1. 工事等の適正な履行確保について

- ①ダンピングや下請業者へのしわ寄せを未然に防止するため、予定価格 1,000 万円以上の建設工事及び建設工事に係る調査・測量・設計業務委託の入札における最低制限価格を設定します。
- ②公正な競争を促進するため、予定価格 1,000 万円以上の建設工事及び建設工事に係る調査・測量・設計業務委託の入札における予定価格の事後公表を実施します。
- ③専任の主任技術者の条件付き兼務制度を引き続き実施します。
- ④現場代理人の常駐規定緩和措置を引き続き実施します。

2. 労働関係法規の遵守について

嵐山町では各種契約約款に「受注者の法令上の責任」として、各種労働関係法規等を遵守するよう求めています。さらに「建設工事に係る入札参加者の特記遵守事項」においても次に示す規定が盛り込まれております。公共サービスに従事する労働者の方々への一層の配慮をお願いします。また、受注機会の均等及び建設産業の持続的な発展に必要な人材確保の観点から、元請業者及び一次下請け業者について、原則、社会保険等加入を義務付けます。

●公共サービスの実施に従事する者の労働環境について

町では、公共サービスの実施に従事する者の労働環境に関して、町発注案件の受注者に対し、当該契約の履行に従事する者の労働環境について疑義が生じた場合、その従業員等から聞き取り調査等を行うなどの雇用状況調査を実施することができるものとする。

3. 地元企業の積極的な入札参加を促進することについて

町では「町内業者でできるものは町内業者で」を基本理念として指名等を行っています。今後も積極的に町内業者指名機会の拡大及び一般競争入札参加資格要件の設定を行います。

また、発注案件によっては、まず東松山県土整備事務所管内に本店又は支店等を置く業者を優先的に選定し、次には埼玉県内に本店又は支店等を置く業者を選定する方針としています。

4. 早期発注と工期内検査の徹底について

法令遵守を進めるため、次の点について一層の努力を行います。

- ①早期発注を一層心がける。
- ②適正な工程管理を実施する。
- ③工期内検査を原則とする。
- ④やむを得ない発注案件を除き、工期末の設定を可能な限り2月までとする。

5. 電子入札について

建設工事及び建設工事に係る委託等に関する一般競争入札及び指名競争入札については、埼玉県電子入札共同システムを利用して実施することを原則とします。